⑾　⑼により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

①　［略］

［別紙］

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑿～⒄　［略］

７～９　［略］

別表第２（第６条関係）

１　［略］

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、他社購入電力料、送電費、変電

⑾　⑼により整理された送配電非関連固定費用を、次の①から③までに掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

①　［略］

②　送配電非関連需要については、当該事業年度における非特定需要及び特定需要の最大電力の合計値、非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力の合計値、非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力の合計値並びに非特定需要及び特定需要の発受電量の合計値（以下この⑾において「実績合計値」という。）のそれぞれが直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第９条又は旧小売料金算定規則第９条の２において算定した原価算定期間中の各合計値（以下この⑾において「想定合計値」という。）を下回る場合においては、次に掲げる方法により、①の割合及び値を修正すること。

１）　想定合計値と実績合計値との差分（以下この⑾において「差分」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

２）　想定合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑾において「想定非特定需要」という。）及び特定需要（以下この⑾において「想定特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

３）　実績合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑾において「実績非特定需要」という。）及び特定需要（以下この⑾において「実績特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

４）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を同値又は上回る場合は、実績非特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

５）　実績非特定需要が想定非特定需要と同値又は上回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、実績特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

６）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、差分を実績非特定需要差分と実績特定需要差分の比で按分し、それぞれの需要に加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

③　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値（②において修正した場合にあっては修正後の値）により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑿～⒄　［略］

７～９　［略］

別表第２（第６条関係）

１　［略］

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除